

第6節 美 術

1 改訂の趣旨及び要点

- ・感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるよう、内容の改善を図っている。
- ・生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図っている。

2 目標及び内容

(1) 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。
- ② 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- ③ 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

ア 目標の改善

教科の目標では、美術は何を学ぶ教科なのかということを示し、感性や想像力を働かせ、造形的な視点を豊かにもち、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視している。

そのため、育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、①「知識及び技能」、②「思考力、判断力、表現力等」、③「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう以下のように目標を示している。

- ① 「知識及び技能」については、造形的な視点を豊かにするために必要な知識と、表現における創造的に表す技能に関するもの。
- ② 「思考力、判断力、表現力等」については、表現における発想や構想と、鑑賞における見方や感じ方などに関するもの。
- ③ 「学びに向かう力、人間性等」については、学習に主体的に取り組む態度や美術を愛好する心情、豊かな感性や情操などに関するもの。

教科の目標では、これらの①、②、③を相互に関連させながら育成できるように整理している。

(2) 内 容

ア 表現領域の改善

「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。」「(2)表現の活動を通して、次のとおり技能に関する資質・能力を育成する。」とし、項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理している。

主体的で創造的な表現の学習を重視し、「A表現」(1)において、「ア 感じ取ったことや考えたこ

となどを基にした発想や構想」及び「イ 目的や機能などを考えた発想や構想」の全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置付け、表現の学習において、生徒自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想をすることを重視して改善を図っている。

イ 鑑賞領域の改善

「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示している。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現と、デザインや工芸などの目的や条件などを考えた表現との関連を図り、これら二つの視点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視している。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめている。

ウ [共通事項] の改善

感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、[共通事項]を造形的な視点を豊かにするために必要な知識として整理し、表現や鑑賞の学習に必要な資質・能力を育成する観点から改善を行っている。加えて「内容の取扱い」において、[共通事項]の指導に当たって、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉え実感を伴いながら理解することができるように配慮事項を示している。

エ 各学年の内容の取扱いの新設

第1学年、第2学年及び第3学年のそれぞれに各学年の内容の取扱いを新たに示し、発達の特性を考慮して、各学年における学習内容や題材に配する時間数を十分検討するとともに、「思考力、判断力、表現力等」を高めるために、言語活動の充実を図るようにしている。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互に関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力を総合的に働かせて学習が深められるようにすること。

ウ 第2の各学年の内容の[共通事項]は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)のア及びイと、(2)は原則として関連付けて行い、(1)のア及びイそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)のア及びイそれぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。

「A表現」の指導計画の作成例Ⅰ

A表現 学年	(1)アと(2)		(1)イと(2)	
	感じ取ったことや考えたことなどを 基に、絵や彫刻などに表現する活動		伝える、使うなどの目的や機能を考 え、デザインや工芸などに表現する 活動	
	描く活動	つくる活動	描く活動	つくる活動
第1学年	○	○	○	○
第2学年	○			○
第3学年		○	○	

「A表現」の指導計画の作成例Ⅱ（第1学年は同じ）

第2学年		○	○	
第3学年	○			○

オ 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。

カ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

キ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

ア〔共通事項〕の指導に当たっては、生徒が造形を豊かに捉える多様な視点がもてるように、以下の内容について配慮すること。

(ア)〔共通事項〕のアの指導に当たっては、造形の要素などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- a 色彩の色味や明るさ、鮮やかさを捉えること。
- b 材料の性質や質感を捉えること。
- c 形や色彩、材料、光などから感じる優しさや楽しさ、寂しさなどを捉えること
- d 形や色彩などの組合せによる構成の美しさを捉えること。
- e 余白や空間の効果、立体感や遠近感、量感や動勢などを捉えること。

(イ)〔共通事項〕のイの指導に当たっては、全体のイメージや作風などに着目して、次の事項を実感的に理解できるようにすること。

- a 造形的な特徴などを基に、見立てたり、心情などと関連付けたりして全体のイメージで捉えること。
- b 造形的な特徴などを基に、作風や様式などの文化的な視点で捉えること。

イ 各学年の「A表現」の指導に当たっては、主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。

ウ 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や資質・能力、発達の特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。

- (ア) 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
- (イ) 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
- (ウ) 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。
- (エ) 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

エ 各活動において、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

オ 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。

カ 各学年の「B鑑賞」の題材については、国内外の児童生徒の作品、我が国を含むアジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりするようにすること。

キ 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

(3) 安全指導

事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底する。

(4) 学校としての鑑賞の環境づくり

ア 生徒が造形的な視点を豊かにもつことができるよう、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料等の活用を図ること。

イ 生徒が鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに学校や地域の実態に応じて、校外においても生徒作品などの展示の機会を設けるなどすること。

4 移行措置の内容

平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの美術の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

5 移行措置期間中の留意事項

平成32年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成33年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する。

6 特に配慮すべき事項

(1) 表現領域

主体的で創造的な表現の学習を重視し、「A表現(1)」においてア及びイの全ての事項に「主題を生み出すこと」を位置づけ、生徒一人一人が自己の感じ取ったことや考えたこと、目的や条

件などを基に、自らが強く表したいことを心の中に思い描き、豊かに発想や構想ができるようにする。

(2) 鑑賞領域

「美術作品など」に関する事項では、特に、発想や構想に関する学習と相互の関連を図る。また「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会を美しく豊かにする美術の働きや、美術文化についての見方や感じ方に関する学習を深める。

(3) 〔共通事項〕

造形的な視点を豊かにするための必要な知識で、表現や鑑賞の学習の基盤となる造形的な視点を育成する観点から改善されている。生徒が多様な観点から造形を豊かに捉え、実感を伴いながら理解することができるようにする。